

# 考古學の葉 (第七回)

文學博士 濱田耕作

## 第四章 後論

### 第一節 考古學的出版

七四、出版の義務。考古學的遺跡の發掘は其れ自身は一箇の破壊なり。之を記録の方法によりて保存し、出版によりて記録を學界に提供するに於いて、始めて破壊の罪障は消滅せらる。故に發掘ありて記録無く、記録ありて之が出版刊公を怠るは畢竟公的資料を破壊し、之を私藏するものと言ふ可し。若し發掘の報告を出版せざる位ならば、始めより發掘を行はず、之を爲し得べき時期まで、遺物の最良保存者たる土砂中に放置するに若かず故に發掘報告の出版は、發掘調査事業の一部分にして、決して分離す可きものに非ざることを念頭に置くを要す。而かも其の出版は迅速なる可く、妄に之を遷延するに於いては、材料輻輳して益々出版の困難を増加するに至る可し。されば一年一回の發掘調査を行ふ場合に於いては、其の報告の出版は、宜しく次期の調査以前に完了するの覺悟なかる可からず。凡そ調査當時の印象なほ鮮新なる際に於ける報告は、多少考證等の完全は之を缺くものあるも、事實の正確印象の明確なる等の點に於いて、後日出版のものに勝ること萬々なるを忘るゝ勿れ。

七五、圖版。考古學上の出版に於いて吾人の一掃せざる可からざる考は、圖版が本文の附録たもと云ふ陋見なり。考古學に於いては、圖版は本文と

同様或は其れ以上の價值を有す。圖版は主にして本文は之が注脚たる場合寧ろ多しとなす。斯の如きは單に考古學のみに止まらず、多くの記述的科學に於いて然り、

ペトリー教授曰く、Hence nowadays the main structure of a book on any descriptive science is its plates, and the text is to show the meaning and relation of the facts already expressed by form. (Petrie, Methods, p. 114)

故に出版印刷に際して、吾人は先づ圖版を調製し其の後に於いて本文を稿了するを原則とす可きなり。圖版は其の原版に周密なる注意を拂ふ可きは云ふ迄も無く其の性質に従つて玻璃版コクハイン寫眞銅版、寫眞石版、石版、木版、寫眞三色版等を應用す可く、今日に於いて著者が此等製版及印刷の事項に通曉せざるは、肝要なる學術上の素養を缺くと同一事にして、決して許容看過すること能はざるなり。

圖版の調製に關して、ペトリー教授は其の『考古學の目的の

方法』に於いて緊要痛切なる幾多の注意を試みられたり。例へば圖版は二頁大のものは時に必要なるも、折込みのものは保存披見は不便多きを以て、努めて之を避く可し。圖版に於いて其の右端は最も注意を惹く場所なるを以て、肝要なる物件は常に其の邊に圖するを要す。(日本風の製本に於ては左端なる可し) 又た地圖其他に於いて原圖を寫眞に縮寫する際に豫め文字圖形の縮小せらるゝを慮りて、之を描き置くに非ずんば、餘りに縮小して不鮮明に陥ることあり。圖版上には之が了解に必要な説明をも加へて、一々本文を對照するの煩を省くに努む可し。

七六、本文。本文は圖版に於いて現はされたる事實關係を説明するに在り。其の文章は簡明直截なるを期す可く、事實の説明と著者の臆説とを峻別して、事實に對する公平無私なる態度を失ふ可からず。若し妄に臆説を以て事實を釋するに於いては、其の臆説の價值を失ふと同時に、事實の報道亦々信用す可からざるに至らむ。又た已に述べしが如く考古學的報告に於いては、圖版を主とする

を以て、本文は其の分量面積圖版に比して少なきを憂ひず。圖版の説明を對照するに必要な索引を附することを忘る可からず。

考古學的出版物は近年益々圖版の精巧を加へ、各國亦た其の特長を異にするものあり。例へば希臘オリムピア發掘に關する獨逸の出版、アルフイ發掘に關する佛蘭西の出版(未完了)等一々枚學に違あらず。就中二三注意すべきものを例せんか米ホース夫人のクリート島ゲルニヤの發掘報告 (Haines, Courin, 1910)の如きは圖版の整潔驚く可く、英スライン氏の支那和蘭 (Slem; Ancient Khotan, 1910)の如きは中唐を得獨ルロツク氏の支那高昌 (Le Coq; Cho-tcho, 1912)の如きは圖版の精妙他に其比を見ず。此等出版物の外、雜誌年報類の各國學會に於て出版せらるる者に、各人の筆とす可きもの少なからず。就中ベトリイ教授の埃及英國考古學會の出版報告の如きは其一なり。我國に於いても東京帝國大學紀要中考古學的出版に注意すべきもの多く、京都帝國大學に於いても、近年考古學研究報告書が毎年一回宛出版しつゝあり。

## 第二節 遺物遺跡の保存

七七、保存の義務 發掘の報告出版の義務と共に

考古學者の負擔す可き義務の一は、遺物遺跡の保存なり。最良の遺物保存者たる土砂中より取出したる遺物に對して、吾人は少くとも土砂中に於けると同様、若くは之に近き保存法を講じ、學術上の資料を永遠に傳へ、後の學者の研究に資せしめざる可からず。發掘せられたる遺物の保存法は、現場或は應急の方法と、完全なる所謂「博物館的方法」の別ある可く詳細はラートゲン氏の著書 *Ratgen: Preservation of Antiquities, Cambridge, 1905*

等に其の詳細を譲り、今ま左に簡單なる應急的方法を少しく述ぶる所あらむ。

七八、石製土製品 に於いて最も恐る可き破壞力は鹽分なり。故に鹽分を含める疑を有する石製土製の製品は、長時間清水洗滌を行ふ可く、花崗石の脆弱となり、陶器の釉藥の龜裂して瓦解の恐あるもの、如きはパラフィン蠟を以て之を固定す可し。其他石膏セメント漆喰等を使用して石材の破

壞を防ぐ可きは言ふを俟たず。スツツコ (Stucco) は煉瓦等の上に施されしものは、裏面より煉瓦等の物質を可及的除去し、之を枠に容れ裏面より石膏セメントの類を以て固定す可し。スツツコの上に施されたる繪畫即ち壁畫の類に至つては *sun-damner* 溶液、近重博士の硬化液、バラフィン蠟タピオカ液 *Zapon* 等を用ひて固定する方法を取る可し。

法隆寺金堂壁畫の保存法に關して、近頃世間の問題となりしものあるは世人の知る所なり。其の壁面を現在の儘にして切取らず、之を保存するには、近重博士の硬化液或は之と略は同性質のガム、ダムマー液を用ふるを以て最良の方法となすは疑ふの餘地なし。其の龜裂部等に今屬製紙の如きを打込むこと亦た已むを得ざる可し。問題は何等方法を實地に適用する技術の巧拙如何にあり、方法の良否は已に議論の餘地あるか見ず。

七九、織物。紙類。に於いても塩分の除去は緊要條件にして、これ亦た清水洗滌の方法を用ゆ可く

斯くの如き有機質の水洗には少許の石炭酸を加ふるを以て宜しと云へり(ペトリー博士)之を水中より取出して後タオル或は吸取紙を重ねて靜に水分を取去る可く急に日光に暴露し、或は火熱を加ふることは危険なり。紙類の卷子の如き發掘の際直に乾燥せしむる時は粉碎するの恐あり。故に濕手拭或は水中に濕し置き、徐に保存法を講ず可きなり。卷子を巻き擴ぐるには、一夜位水中に濕したる後之を取出して細心に處理す可く、其の乾きたる後には薄き紙上に置き兩面より硝子板を以て挟む等の方法を用ゆ可きなり。漆器の斷片の如きも亦た之と相似たる方法を取る可きことは、余輩自ら滿洲牧城驛古墳の發掘に於いて實驗せり。

伊太利ヘルクラネウム發見のペビリ卷子の處理法は、支那西域等にて發掘の經卷等に應用す可きものならむ。其の詳細は *Joricoy, Oficina de Papiros descrita (Napoli, 1903)* *Barke; Papirol Herculaneum, London, 1903*

八〇、金屬類の處理法は其の普通なるもの一二

を擧げんに、鐵は表面の薄鏽之を強硝酸等を以て除去するを得るも、全體酸化せるものは、たいバラフィン蠟の溶液に浸して、將來の鏽化を防ぐ可きのみ。青銅は酢或は稀鹽酸液に浸して其の鏽を取り、之を取出して後清水洗滌を充分にし、酸液の殘留を除くこと肝要なり。又た青鏽を除去するに際して、紋樣意匠等を認むるに差支なき一部分の鏽を其の儘保存して、器物の原狀を存し置くこと必要なる可し。

骨董者流は古色の美を愛して、鏽を除去するを喜ばず。之が爲め其の器物の價値に重大なる關係ある記銘紋樣等を知る能はざるもの少なからず。彼等の此の弊あるは、なほ忍ぶ可しとするも、學術研究を以て目的とする人々或は團體に於いて其の流弊を脱すること能はざるもの往々にして是れあるは慨す可しとなす。

### 第三節 遺物遺跡の修理

八一、修理の必要 遺物の保存に對する處理法と共に離す可からざるは其の修理なり。修理は或る

意味に於いては一の保存法なり。例へば土器の口縁部の辛うじて腹部に接せるものゝ如き、建築物に於いて軒を支ふる柱の破損せるものゝ如き、保存上其の缺損部を修理するの必要あり。此等保存に必要な修理に關しては、之が施行に異論なしと雖も、其れ以上の修理に就きては頗る議論多し。其の限界は容易に之を定むること難し。

八二、修理の程度 單に考古學の資料としては遺物は其の保存に絶對的必要なる程度以上の修理を無用とす。然れども遺物は單に考古學的資料たるのみならず、之を博物館等に陳列して、觀者に美的觀賞を満足せしむ可き必要あるものあり。或は建築物の如く實用に供し、宗教の儀禮に使用するを必要とするものあり。或は彫刻物等の如く其の缺損部を補修するに非ずんば、醜狀を呈し、又は原形を髣髴し難きものあり。此等の場合に於いて吾人は單に保存に必要な程度の以上の修理を要

求せらる。此の場合に於ける修理の程度と方法とは、今の茲に詳論する暇なきも、要するに美的要求に應ずる點に於いても、最小限に於いて之を行ひ、原物と修理の部分とは、美觀を損せざる限り、之を區別し能ふ様になし置くを要す。

建築物の修理の場合に於いて起る問題は、其の建築當初の形態に復原す可きか、將た其以後の補加の儘修理す可きかの問題なり。奈良新藥師守木堂の修理に於いて、關野博士は其の創立當時の原狀に復原し、後世の附加物を除去せられたるを以て、之を非難するもの少からざりき。是れ一は修理の技師と世間の趣味によりて、速に其の是非を定め難きも、美術の作品としての保存修理には創立の原狀に復するを可とす可く、考古學の資料としては其以後の補加物をも保存するに若かず。

八三六、修理の方法。建築物の修理、金屬石材等の作品の修理等は特殊の技術を要し、考古學者自ら之を加手する場合少なきも、土器の修理は吾人の常に出會する所にして、其の方法を心得ること肝

要なり。之には先づ同一器の破片と思はるもの、又同一場處にて發見せられし破片を、卓子上に並べ、口縁、肩、腹、底等の各部を選び分け、其の破れ口の角度、破片の色澤紋様等を識別し之が接續を試む可し。一見接合の望なきが如き破片も、忍耐苦心の末完璧となすを得る場合少からず。

接合には膠、ソツクリ等を用ゐることあるも、ツアホン、ラツク (Zapfen) と稱する硝酸セルロイド溶液 (米國 Cello 氏の發明) を用ゐるを便とす。此の液はまた、パランヘン臘と同じく、之を塗布し保存に用ふ可きなり。破片の完存せざるものは、其の缺失部を石膏を以て補足す可く、英國劍橋考古博物館に於いては、コルク板を以て補修し、好結果を得つゝあるを聞けり。

八四・遺跡の修理。遺跡の修理に於いても、其の保存の必要以上、美觀の要求の最小限に止む可きを原則となす。又た其の遺跡に於いて發見の遺物は可及的に原位置に置くこと、ポムペイの新發掘に於けるが如くす可く、或は模造品を以て原物に

代ゆるも可なり。而して屋根被ひ其他は美觀を傷けざる程度に於いて、最も簡單なるを要す。たい廣大なる遺跡に於いて、往々之を公園的に構造することを必要とす可く、此際植樹の如きも宜しく遺跡の造られたる當初のものを選び、遺跡の美觀を添へ、遺物に何等の害を加へざるものを選択するを肝要とす。

遺跡を公園的に造れるものは、例へば伊太利羅馬カラカラ浴場址チホリ離宮址の如きあり。パラチノ丘の植樹はホニ教授の注意により、羅馬時代に於けるものを選び。クリート島クノッス遺跡もエザアンス教授の手により、保存と修理の點に於いて、完全なる注意を拂はれたるを見る。其他伊太利、希臘等の遺跡の修理と保存は参考し可きもの多しとなす

八五、**紀念物保存法案** 考古學的遺物遺跡は、美術的歴史的價値を有する物件と共に、國家が其の費用を以て保存し、之を永久に傳ふる義務あることを言ふを俟たず。之を規定するの法律規則を設け、意識的の破壊と、國外に流出するを防ぐは、

文明諸國一般に努力しつゝある所なり。此の種の法律を紀念物法案 (Monuments act) と云ふ。之には先づ適當なる學者技術家行政官等より成る委員會を組織し、其の保存す可き品目を指定登録するを第一歩とす。此の登録指定に二法あり。一は等級を附して價値を區別するものにして之を等級法 (Cassment) と云ふ。佛國等の採用する所にして我が古社寺保存法亦た之に類す。二は等級を附せずして登録する方法にして目錄法 (Inventorization) と名け、英國等の採用する所なり。互に一長一短あるも、前者は世人をして等級の低位なるものを輕じ、保存を怠りしむる點あり後者を以て弊害少なしとなす。次に此等國家的紀念物は適當なる修理を施し、保護を加へ、其の詳細なる圖入目錄を出版す可きなり、其の詳細に至りては、別に題を設けて論ずるを適當とするを以て今は之を述べず。

紀念物保存法に就き、各國の法規其他を參考す可きは Brown: Care of Ancient Monuments (Cambridge, 1905) を良しとなす。又々 Encyclopaedia Britannica 第十一版 Monument の項を參照すべし。紀念物目錄の完全なるものは英國各州 (London, udshire 等) のものを學ぶ可く、我國に於いては朝鮮關東州等於いて已に此種保存法施行せられしが内地に於いては、本年初て其の施行に着手せんとせるは、頗る怠慢の議を免れず。

#### 第四節 博物館

八六、博物館の本義 遺物の保存と密接なる關係を有し、更に研究と教育との意義を有するものは博物館なり。博物館の眞正なる意義は單なる倉庫に非ず、陳列所に非ず、學術研究の目的を第一義とし、兼ねて社會教育に資するを旨とす可し。而かも歐米諸國に於てすら、博物館は往々此の意義を充分に徹底せず、單に珍貴なるものを聚集し、學術研究の目的に副はざるもの多きは嘆ず可きなり。蓋し其の源因、社會(殊に我國に於いて)が博物館を以て、社會教育學術研究の府としての重要な

る意義を認めず、博物館が充分なる資金を有せず館員の理想を行ふこと能はざると、館員其者が往々老朽無能の人物を以て充たさるゝことあるに本

博物館 (Museum) は元と希臘語の「ムーゼイオン」即ち文藝女神 ミュウズの祠堂なる義より出づ。上代ヘルガセン、アレキサンドリヤ、羅馬等にも美術品の聚集あり、文藝復興期以後羅馬法王及伊太利貴族の聚集盛になりしが、來る近世の意義に於ける博物館とは異れり。博物館に對する攻撃の一例として、ペトリー教授の言を引用せん。

Our museums are ghastly charnel-house of murdered evidence, the dry bones of objects are there, bare of all the facts of grouping locally which would give them historical life and value. (Petrie, Methods)

八七、博物館と大學 博物館が學術研究の府の一たるに於いては、同様の目的を以て成れる大學とは常に相提携して親密なる關係を有す可きは言を俟たず。其の相互に研究を援助し、資料を開放す可きは當然の義務なりとす。而かも世間往々にし

て此の當然事は實現せられずして、歐洲諸國に於いても大學と博物館とは相反目し、博物館が單に珍貴なる物品を蒐集するに努め、共存の關係を明にすべき資料を散逸せしむる等非學術的の議多きを聞くことあるは憾とす。たゞ例へば英國マンチエスター、ゲブリン、エヂンバラ、リヴァプール等の博物館は大學との提携完全にして、此種の嘆を聞かざるは羨望に値す。

八八、博物館の採光 博物館に於ける第一の必要條件は採光 (Lighting) と陳列の方法となり、兩者とも先づ充分なる場處を豫想す。採光は直線光線にして、且つ充分なるを要し、且つ陳列品に對し適當なる方向より之を取らざるべからず。多くの博物館に於て單に外觀の美のみを專にし、此の第一條件たる採光法に注意せざるものあるは遺憾なり而かも光線の方向により鑑賞上大なる影響を及ぼすべき繪畫彫刻等にありては窓被ひ、彫刻の臺座

繪畫の枠縁を移動し得べき様造構し、午前午後其他光線の變化に應じて、之を調節するの設備を要す。

歐洲の博物館に於いては此等の諸點に注意し、繪畫の額縁は壁面に其の一端を蝶番を以て固着し、彫刻の臺座は回轉す可く作られ、觀覽者自身隨意に之を移動するを得、又た強き光線に暴露するを厭ふものには、硝子棚の上にフラインドを垂れ、觀覽者は之を取除けて觀覽したる後、自らフラインドを復し置く様にせり。

八九、陳列の方法 は美術品及單なる考古學的資料には因より趣を異にするものあり。後者は原則として地方的に分類し、同一地點にて發見の品物殊に同時に發掘のものは、凡て一箇所に取纏めて陳列せざるべからず。是れ已に述べたるが如く共存伴出の關係は、時代其他を知るべき鍵鑰たるを以てなり。次に一地方發見のものを順序するに、更に歴史的時代を以てす。此の地方的歴史的配列の複式方法を以て、考古學的博物館に於ける最良

